

て居住していた。平成元年12月にXはYに対し本件不動産の持分2分の1を贈与し、登記簿上共有となった。

平成8年12月以降XとYは別居し、本件不動産はYが障害者である長女Aとともに居住していた。XはYとの離婚調停を申立てていたが、成立していない。

Xは、代金分割の方法による本件共有不動産の分割を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審はXの請求を認容したが、控訴審は、次のように述べて、Xの訴えを斥けた。

本件不動産は、XがYとの婚姻後に取得した夫婦の実質的共有財産であり、現状においてもY及び長女Aが居住し続けているのであるから、本来は、離婚の際の財産分与手続にその処理が委ねられるべきである。

X—Yの婚姻関係が継続している以上、XY間には相互に同居・協力・扶養義務があるが(民法第752条)、XはY及び障害者であるAを置き去りにする形で一方的に別居し、極めて少額の生活費しか支払っていない。

その上本件不動産の分割請求が認められ、本件不動産が競売に付されると、Yは一層苦境に陥ることになる。

これに対して、Xの側にどうしても本件不動産を売却する必要性があると認めることはできない。

よって、Xによる本件不動産の共有物分割請求権の行使は、権利の濫用にあたるものであって、認められない。

3 共有物を分割する際に全面的価格賠償方式を採用するには現物分割が不可能なことは必ずしも必要なく、裁判所は、もろもろの要素を総合的に考慮して現物分割方式と全面的価格賠償方式のいずれを採用するかを裁量的に決定することができるとされた事例

千葉地判 平成18年6月28日

<事案の概要>

Yらは、新東京国際空港の建設に反対し、空港のB滑走路及びC滑走路敷地内の土地の共有持分を有している。

空港の事業主体であるXは、Yらが共有持分を有する土地につき、全面的価格賠償方式による共有物分割を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

次のように述べて、Xの請求を認容した。

全面的価格賠償方式は、共有物分割において現物分割か競売かの方法に限定すると、土地については、現物分割が可能である場合には現物分割により土地の細分化が進むことになり、建物については、区分所有が成立する場合以外には常に現物分割が不可能となって競売に付するしかなくなってしまうというところ、競売による売却価格がほとんどの場合において市場価格に比べて著しく低廉であるという実情を踏まえ、柔軟な共有物分割方法として平成8年の最高裁判決で認められたものである。

裁判所による共有物分割の本質は非訟事件であって、法は、裁判所の適切な裁量権の行使により共有者間の公平を保ちつつ、当該共有物の性質や共有状態の実状にあった妥当な

分割が実現されることを期待したものと考えられ、このような理念をふまえて柔軟な分割方法として全面的価格賠償方式による共有物分割が認められた経緯からすれば、現物分割が不可能であることは必ずしも必要ではなく、もろもろの要素を総合的に考慮して現物分割の方式と価格分割の方式とのいずれが相当か、どのような内容で分割するのが妥当かを裁量的に判断することができるというべきである。

本件においては、Xは増加する旅客数に対応するため空港を整備する高度の必要性があり、他方、Yらが現物分割を受けたとしても経済的、合理的な利用価値は乏しい。本件土地の不動産鑑定評価額にYらの共有持分割合を乗じた補償がされることにより、全面的価格賠償方式によった場合でも当事者間の公平を害することはない。

よって、本件にあっては、全面的価格賠償方式による共有物分割が認められるべきである。

4 公道に出入りするための共用通路としての性格・効用を要する共有地について、そのような効用を損なうこととなる共有物分割請求は権利の濫用として許されないとされた事例

熊本地裁玉名支判 平成17年12月27日

福岡高判 平成19年1月25日 判タ1246-186、RETI067

<前掲 P323>